



## 「滋賀の眺望景観ビューポイント」 7月1日から一般投票受付開始 あなたが未来に伝えたい“〇〇(視点場)から見た〇〇(景観)”を選ぼう!

「滋賀の眺望景観ビューポイント」の118の候補の中から、県民の方から広く支持される景観を把握するため、一般投票を実施します。

### 背景・目的

- 滋賀県では「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」や景観法に基づき、湖国固有の広がりつつながりのある景観を保全・創造する取組を進めてきました。
- また、琵琶湖の対岸からの視点も踏まえた景観保全など、広がりのある眺望景観を守っていくためには、県内自治体(13市)の連携が不可欠であることから、平成21年2月に滋賀県景観行政団体協議会を設立し、景観施策を連携して進めているところです。
- その取組の一環として実施する今回の取組は、県民に広く支持される景観を把握し、今後のビューポイント(視点場)の整備や継続的なPRを通じて、県民の景観保全への機運醸成を図るものです。

### 内容

- 投票期間 令和4年7月1日(金)～8月31日(水)
- 投票資格 どなたでも投票できます
- 投票対象 118箇所(1名につき10箇所まで投票可能です)  
※ 令和3年9月1日から同年11月30日まで募集した中から「滋賀の眺望景観ビューポイント」選定の候補として抽出したもの
- 投票方法 (1) Web投票(しがネット受付サービスから)  
URL <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/323980.html>  
(2) 所定の投票用紙(紙・電子)による投票  
① 県および市町の庁舎に設置する投票箱へ投函  
② 郵送・メール・FAXによる送付(滋賀県都市計画課景観係あて)  
〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1  
E-mail: fukei-shiga@pref.shiga.lg.jp  
FAX : 077-528-4906
- 投票結果 県および各市のホームページに公表します

## 今後の予定

- 一般投票の結果について、滋賀県景観審議会では有識者からの意見をいただき、令和4年12月頃に滋賀県景観行政団体協議会で「滋賀の眺望景観ビューポイント」を選定します。
- この取組によって、次代に引き継いでいきたい眺望景観について考えるきっかけにしてもらうとともに、将来の景観施策の検討に活用していきます。

## 用語の説明

### ① 眺望景観ビューポイント

- ビューポイントとは展望台などの視点場であり、眺望景観とは視点場から対象物を眺めたときに捉えられる広がりや奥行きのある景観のこと。
- 今回選定するのは、視点場とそこから眺められる景観の両方。

### ② 景観行政団体

- 景観行政事務（景観計画の策定等）を執り行う主体として景観法において定義される地方公共団体のこと。
- 具体的には、指定都市、中核市、および都道府県の同意を得た市町村が景観行政団体である。それ以外の行政区域については、都道府県が景観行政団体となる。
- 県内においては、中核市である大津市、県の同意を得て景観行政団体となった12市、および都道府県である滋賀県が景観行政団体であり、滋賀県は、大津市と12市を除いた6町域において景観行政団体として位置づけられる。